

日本共産党埼玉県議団NEWS

11年6月定例会特集 NO. 2

2011年6月29日日本共産党埼玉県議団 048-824-3413

教科書採択について請願

提出 自民党紹介

昨日に引き続き、8月の中学校教科書採択に向けた県議会の危険な動きをお知らせします。

県議会に提出された自民党紹介の請願の全文を掲載します。

教育基本法・学習指導要領の目標を達成するため、最も適した歴史・公民教科書の採択を求める請願

〔紹介 奥ノ木信夫〕

〔請願の趣旨〕

本年度、中学校教科書採択にあたり、内容を考慮した綿密な調査研究を公正かつ適正に行い、各採択権者の権限と責任のもと、教育基本法の改正内容や学習指導要領の改訂を十分理解し、適切な歴史・公民教科書採択を行うよう求める請願

〔理由〕

平成18年の教育基本法改正では、新たに「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する」ことが教育の目標の一つとして示された。これを受けて改正された学校教育法では義務教育の目

標の一つとして、「我が国と郷土の現状と歴史について、正しく理解に導く」ことが規定され、これらの教育法規改正に基づき学習指導要領の改訂が行われ、教科書会社は歴史・公民教科書の編纂を行った。

本年3月には、中学校教科書における検定結果が文部科学省より発表され、夏の教科書採択に向け、各教育委員会は準備に入ったところである。文部科学省の教科用図書検定調査審議会は、教育委員会が想定や見映えではなく、内容を考慮した綿密な調査研究を公正かつ適正に行い、各採択権者の権限と責任のもと、地域実情に最も適した教科書を採択していくことや、教育基本法の改正内容や学習指導要領の改訂を十分理解し、適切な教科書採択を行うよう求めている。

そこで、埼玉県教育委員会におかれては次の点を踏まえ、公正かつ適切な歴史・公民教科書採択が行われるよう強く求める。

一、審議会の答申を踏まえ、教育委員会の

この請願は、7月4日の県議会文教常任委員会で審議され、委員会として採決が行われます。

また、8日の本会議で討論・採決が行われます。共産党はここで本会議発言等行います。

委員その他学校関係者に教育基本法および学校教育法の改正並びに学習指導要領の趣旨について周知徹底を図り、教育課程が改善されたことに対する理解を深めること。

一、各教科書が教育基本法、学校教育法や学習指導要領に照らし、教育の目標を達成し得るものとなっているのか評価の指標を設け、各々の教科書の特徴や個性、表記に関する比較検討ができるよう調査研究を行うこと。

一、教育委員会の責任のもと、教育基本法、学習指導要領の目的・目標等の達成を目指し、最も適した教科書を採択すること。

埼玉県教職員組合と埼玉県高等学校教職員組合が、教育委員会に要求書

この問題に関わって、6月9日埼教祖と埼玉高教が「歴史を歪曲し、日本国憲法の理念を否定する教科書を採択しないことを求める要求書」を教育委員会委員長宛に提出しています。

以下全文をご紹介します。

文部科学省は、2011年3月30日、新しい歴史教科書をつくる会(「つくる会」)が編集した自由社版の歴史及び公民の教科書、日本教育再生機構及び改正教育基本法に基づく教科書改善を進める有識者の会(「教科書改善の会」)が編集した育鵬社版の歴史及び公民の教科書の検定結果と合格を発表しました。これらの教科書は、申請本段階で「日本国憲法の最大の特色を『他国に例を見ない』戦争放棄」と断定するなど憲法の基本原則を蹂躪する内容を特徴としています。他

社の申請に比べても多い検定意見(自由社版歴史237・公民139、育鵬社版歴史150・公民51)が付され、一定の修正が加えられたとはいえ、日本国憲法制定の歴史的意義を否定するような教科書が合格すること自体が問題です。これらの教科書は日中戦争やアジア太平洋戦争、韓国併合などについても偏向的な記述も特徴としており、検定基準にいう「近隣諸国条項」を無視して検定合格させていると言わなければなりません。

すでに中学校教科書の採択に関する事務が進んでいます。そもそも子どもたちが学ぶ教科書は、憲法の理念にもとづいて平和と人権の大切さを伝え、どの子どもたちもこの国のかけがえのない主権者として育てられるものでなければなりません。したがって、自由社版及び育鵬社版教科書は子どもたちにふさわしいものではありません。そこで、以下のことを強く要求します。

記

1. 歴史を歪曲し、日本国憲法の理念を否定する自由社版及び育鵬社版教科書を採択しないこと。

2. 教科書の採択にあたっては、教職員・保護者・県民の意見を最大限反映させること。